

第6章 健康づくりの推進

第1節 健康増進対策

1 現状と課題

健康増進法第8条に基づき、同法第7条による健康の増進の総合的な推進に関する施策についての基本方針（健康日本21）を踏まえ、県民の健康寿命の延伸をめざし、生涯を通じた健康づくりに取り組んでいます。

すべての県民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現するためには、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりが重要です。

本県の健康寿命は男性73.08年、女性76.18年と年々延伸し、脳血管疾患や心疾患などの死亡率は減少傾向にあります。一方で、食生活や身体活動などの一次予防に関する指標は悪化しており、直近の新型コロナウイルス感染症による生活習慣の変化も大きく影響していることが推察できます。

人生100年時代が今後本格的に到来する中で、県民一人ひとりの生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組むとともに、ロコモティブシンドローム、やせ、メンタル面の不調等、生活習慣病の罹患によらない健康課題も含めた予防・健康づくりの取組みをさらに推進していきます。また、自然に健康になれる環境づくりとして、企業等と連携した減塩の推進や健康になれるまちづくりを部局連携で進めていきます。さらには、PHR（パーソナルヘルスレコード）を活用した健康づくりを行う基盤の整備についても検討することとします。

2 目指すべき方向性

○ 個人の行動と健康状態の改善及び社会環境の質の向上に取り組むことで、健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現を目指します。
--

3 今後の施策

- 健康づくりのための生活習慣の改善
- 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進
- 生涯を通じた健康づくりの推進（ライフコースアプローチを踏まえた取組み）
- 健康を支える社会環境の質の向上

※具体的な施策は、「岐阜県健康増進計画（第4次ヘルスプランぎふ21）」に基づき実施します

第2節 歯科保健医療対策

1 現状と課題

歯科口腔保健の推進に関する法律第13条及び岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例第11条に基づき、同法第7条から第11条までの規定による歯科口腔保健の推進の総合的な推進に関する施策について、同法第12条第1項に規定される「基本的事項」を踏まえ、8020運動(ハチマルニナル運動:80歳で自分の歯を20歯以上保とうという運動)の目標達成を目指し、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに取り組んでいます。

8020運動を達成し、生涯にわたり健康な口腔の状態を維持するためには、各ライフステージにおいて、歯科健診を推進し、県民の歯と口腔の健康づくりの環境整備や行動・意識の改善を着実に進めることが重要です。

本県の80歳で20歯以上有している人の割合は令和4年度61.8%となっており、前回調査時の平成28年度の54.2%よりも増加しており、国の51.6%を超えている良い状態です。一方、40歳で歯周病を有する人は令和4年度53.4%となっており、前回調査時の平成28年度の63.9%から減少していますが、5割を超える高い状況であり、改善に向けた継続的な取り組みが必要です。また、60歳以降は咀嚼機能で注意が必要な人の割合が高くなっており、オーラルフレイルがフレイルにつながることから、定期的に歯科健診を受診し、早期に発見し対応することが重要です。

このほか、定期的に歯科健診等を受けることができない人に関する状況については、年に1回以上は歯科健診を実施する障がい者支援施設の割合は令和4年度81.8%となっており、前回調査時の平成28年度の77.1%よりも増加しています。引き続き障がい児(者)等の歯科医療提供体制の整備に向け、歯科診療所、病院、大学病院の役割を明確にし、歯科診療が円滑に進む連携体制の整備を図ることが重要です。

無歯科医地区は令和4年10月末現在6市町村に11地区、6,124人となっており、平成30年10月末時点の4市町9地区、1,607人から歯科医療機関への通院が困難な人口が増加しています。県と関係市町村や県歯科医師会、地域歯科医師会等と協議し、訪問歯科診療等、無歯科医地区等をはじめとする通院困難者への歯科医療の提供に向けた施策について検討することが必要です。

また、国の動向として、経済財政運営と改革の基本方針2023に「生涯を通じた歯科保健(いわゆる国民皆歯科健診)」が謳われたことを踏まえ、行政、及び歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科保健医療に係る業務に従事する者や教育関係者、福祉関係者等の役割分担を明確にすると共に、各ライフステージにおいて、歯科健診を推進することで県民の歯と口腔の健康づくりの環境整備や行動・意識の改善を着実に推進していきます。

2 目指すべき方向性

○「食べる喜び」や「話す楽しみ」などから得られるQOL(生活の質)の向上に向け、8020運動の目標達成を目指し、ライフステージごとの特性を踏まえた歯科口腔保健施策の推進に取り組みます。

3 今後の施策

- 歯科疾患の予防
- 口腔機能の維持・向上
- 定期的に歯科健診等を受けることができない人への対応
- 歯・口腔の健康づくりに必要な社会環境の整備
- 人材の確保・育成
- 在宅歯科医療の推進

※具体的な施策は、「第4期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画」に基づき実施します